

蒲郡市災害による開、閉栓手数料の減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市水道事業給水条例（昭和34年蒲郡市条例第7号）第28条の規定に基づき、水道使用者等が災害により甚大な被害を被った場合における開、閉栓手数料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、火災（消火活動による浸水を含む。）、洪水、浸水、土砂崩れ、地震、津波、突風、竜巻その他甚大な被害の発生する災害をいう。

(申請)

第3条 水道使用者等は、災害を原因として生じる開、閉栓手数料について減免を受けようとするときは、手数料減免申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に市が発行する罹災証明書を添付して市長に提出するものとする。ただし、罹災証明書の発行に期間を要することにより申請時に添付することができない場合は、発行され次第後日提出することができるものとする。

2 前項の罹災証明書は、蒲郡市消防本部から送付される火災被害状況報告書により被害状況が確認できる場合は、提出を免除することが出来るものとする。

3 第1項の申請は、被災後1か月以内にしなければならない。ただし、大規模災害の発生など市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(決定)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、減免の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、減免すると決定した場合は減免決定通知書（第2号様式）を、減免しないと決定した場合は減免不決定通知書（第3号様式）を、申請書を提出した者に通知するものとする。

(適用期間及び回数)

第5条 開、閉栓手数料の減免は、被災後1か月以内に行う開栓及び閉栓を対象とし、1給水装置につき、それぞれ1回を限度とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、災害による開、閉栓手数料の減免に関し必

要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月30日から施行する。